

それぞれのステージで妊産婦・子育てする人に寄り添う

伴走型相談支援と出産・子育て 応援給付が始まります

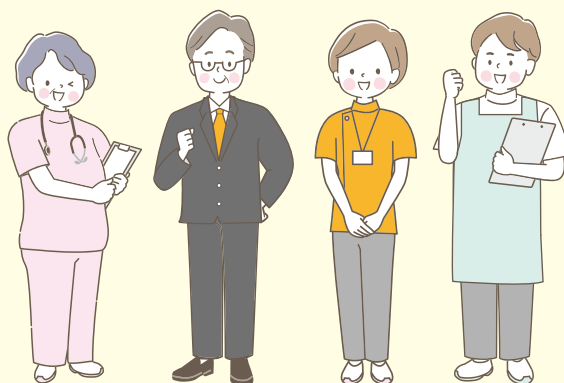
問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎(555)6781
ページID:26891

妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

伴走型相談支援

母子健康手帳交付時、妊娠8カ月、出産後の3回に分けて面談を実施し、妊娠から出産まで継続的な支援を行います。助産師や保健師、保育士、社会福祉士などがステージに応じて寄り添いながらサポートします。

※妊娠8カ月の面談は、妊娠7カ月頃にアンケートを郵送し希望者などに行います。



出産・子育て応援給付金

対象者

- ・ 出産応援給付金： 令和4年4月1日以降に妊娠の届出(母子健康手帳交付)をした妊婦
 - ※令和4年4月1日以降に出産した産婦も対象となります。
 - ※妊娠届出後、流産・死産となった場合も対象となります。
- ・ 子育て応援給付金： 令和4年4月1日以降に出生した乳児の養育者
 - ※出生した乳児が亡くなった場合も対象となります。

支給額

- ・ 出産応援給付金： 5万円(妊娠1回につき)
 - ・ 子育て応援給付金： 5万円(出生乳児1人あたり)
- ※母子健康手帳交付時およびこにちは赤ちゃん訪問時に、保健師などによる面談を受けて、アンケートに回答した対象者へ支給します。

申請方法

給付を受けるには、申請が必要です。所定の申請書は、母子健康手帳交付日や出産日に応じて、個別に対象者へ案内予定です。